

I 各制度・世代を通じた給付と負担の見直し

(1) 給付の見直し

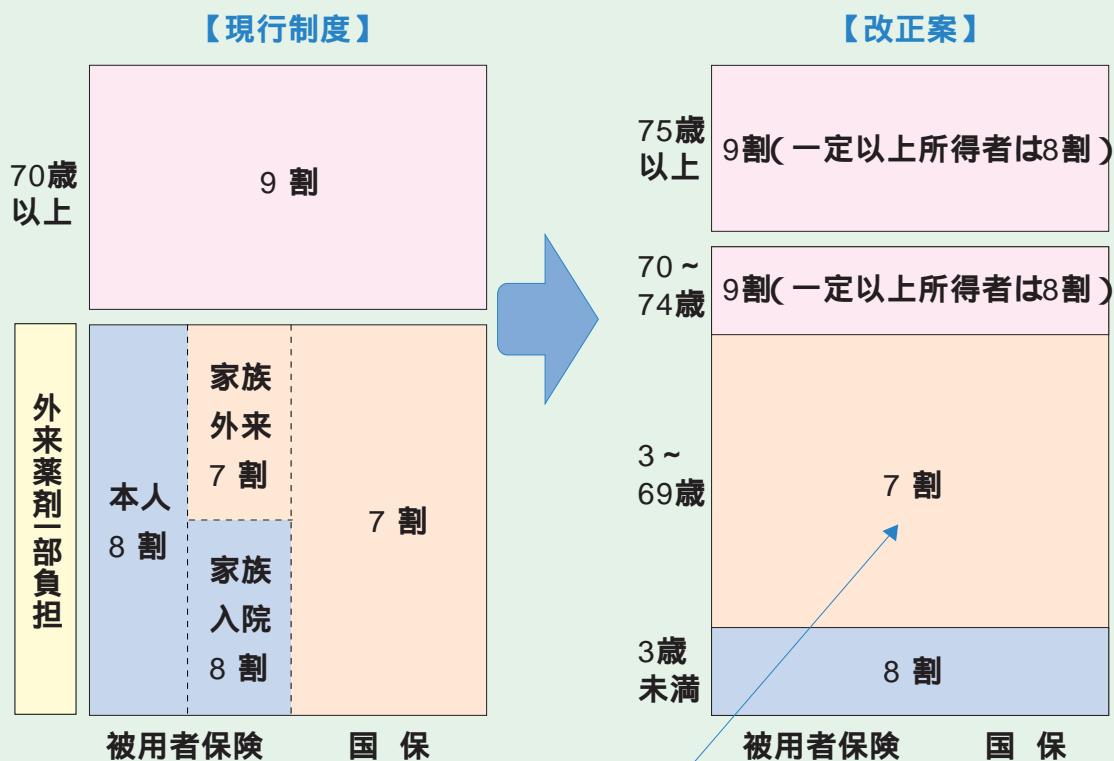
給付率の統一

自営業者、無職などの方と同様にサラリーマンなどの方も給付率を7割とし、「わかりやすく公平な給付」を実現します。(平成15年4月実施)

以下のような負担軽減策も合わせて提案

- ・外来薬剤一部負担(病院などで薬をもらった時に支払う定額の負担)を廃止します。(平成15年4月実施)
- ・3歳未満の乳幼児については、少子化対策の観点から給付率を8割に改善します。(平成14年10月実施)
- ・低所得の高齢者に対する負担軽減措置を拡充します。(平成14年10月実施)

給付率の見直し



自己負担には1月当たりの歯止めがあるため、給付率が変わることによって負担が単純に2割から3割に1.5倍となるわけではありません。

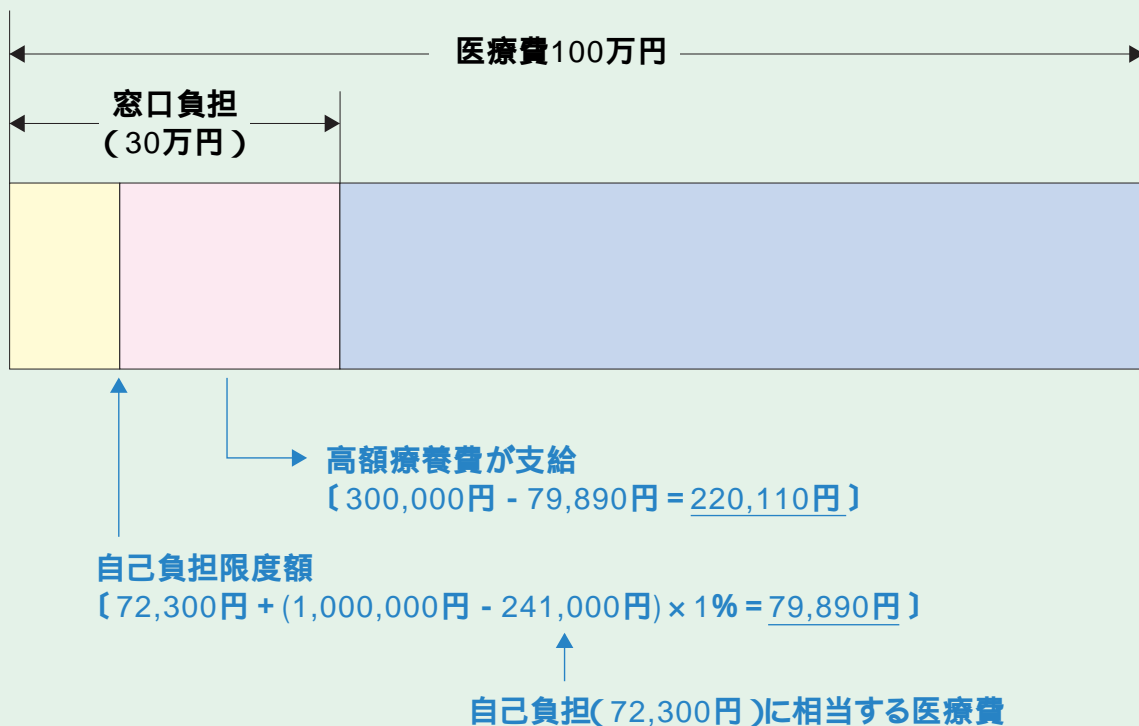
(注)一定以上所得者は、現役世代の平均的収入以上の所得がある方。
(年収の目安)夫婦2人世帯(年金+給与):約630万円程度以上

自己負担限度額の見直し

- ・自己負担には、高額療養費制度により1月当たりの歯止め(自己負担限度額)が設けられており、患者の窓口負担が高額となる場合には、負担が軽減されます。
- ・このため、定率負担の割合が2割から3割に変わっても、自己負担が単純に1.5倍になるわけではありません。
- ・この高額療養費の自己負担限度額については、所得の低い方に配慮しつつ、見直しを行うこととしています。

高額療養費の仕組み

平成15年4月以降、一般の方(3割負担)の場合、医療費が100万円かかっても、高額療養費制度により、自己負担は79,890円となります。



自己負担限度額等の見直し(平成14年10月実施)

【現行制度】

一般医療対象者 (70歳未満の者)	上位所得者 (月収56万円以上)	121,800円+1% (70,800円)
	一般	63,600円+1% (37,200円)
	低所得者 (住民税非課税)	35,400円 (24,600円)

【改正案】

上位所得者	139,800円+1% (77,700円)
一般	72,300円+1% (40,200円)
低所得者	据え置き

70歳以上の高齢者		外 来	入 院
	一般	3,200円 (大病院 5,300円)	37,200円
	低所得者 住民税非課税 老齢年金受給者		24,600円
			15,000円

	外来個人ごと	自己負担 限度額
一定以上所得者	40,200円	72,300円+1% (40,200円)
一般	12,000円	40,200円
低所得者 (住民税非課税) (対象拡大)	II	24,600円
	I	15,000円

(備考)・「1%」は、一定の限度額を超えた医療費の1%。

・()内の額は、1年間に4回以上高額療養費の支給を受ける場合。

低所得世帯についての配慮

低所得世帯については、入院などの時の1月当たりの自己負担の限度額を据え置くこととしています。

特に所得の低い高齢者に配慮し、現在、高齢者全体の0.7%の方に適用されている15,000円の限度額について、高齢者全体の15%の方に適用されるように対象者の範囲を大幅に拡大します。

【現行制度】

低所得者	① ②以外の低所得者 (高齢者の約30%)
	② 老齢福祉年金受給者 (高齢者の約0.7%)

【改正案】

① 低所得 II (高齢者の約15%)	限度額据え置き 24,600円
② 低所得 I (高齢者の約15% に対象拡大)	限度額据え置き 15,000円

(注)低所得 I は、収入が年金のみの場合、1人あたり約65万円以下の場合に該当。

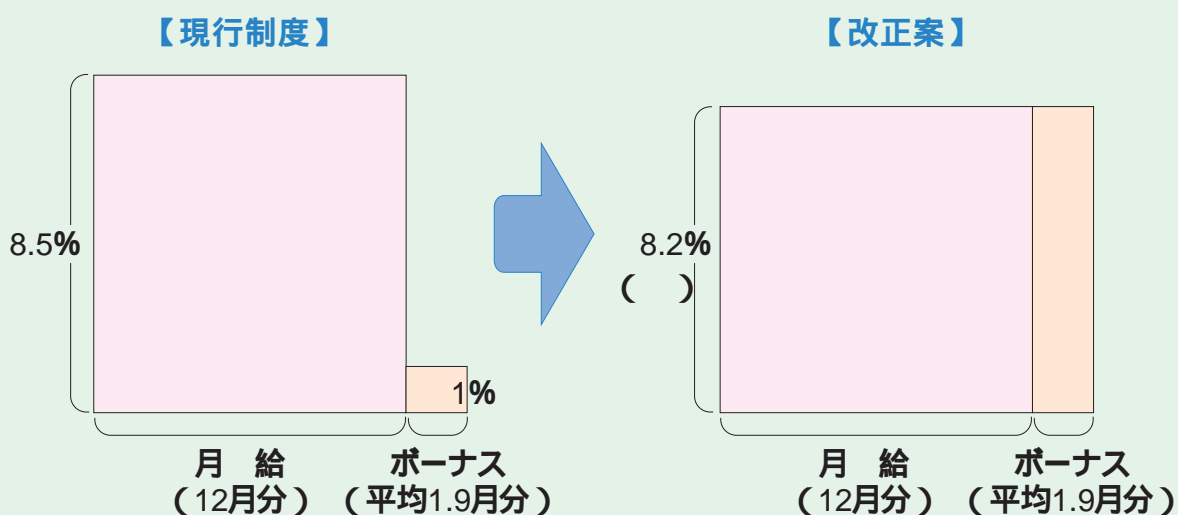
(2) 保険料の見直し(平成15年4月実施)

被用者保険における被保険者間の負担の公平を図るため、賞与についても月収と同様に保険料を負担していただく総報酬制を導入します。

こうした総報酬制の下で、政府管掌健康保険の保険料率を8.2%(労使折半)とすることとしています。

(現在の保険料率8.5%(月収ベース)は、総報酬ベースでは7.5%に相当します。)

政府管掌健康保険の場合



()労使折半となっており、被保険者の負担はこの保険料率の半分。

(参考) 保険料見直しによる家計・事業主負担への影響

〔月給30万円、賞与1.9ヶ月分、年収417万円のケース〕

保険料率 (総報酬ベース)	本人分 (年額)	事業主分 (年額)	計 (年額)	保険料増加額
7.5%(現行)	15.5万円	15.6万円	31.1万円	—
8.2%(改正案)	17.1万円	17.1万円	34.2万円	3.1万円